

# 1年以内めどに政省令

## 有害雑品は政令で規定へ

### 改正処理法の電マ一部義務化

本紙先週号既報のとおり、廃棄物処理法改正案が6月9日に原案通り可決、成立し、6月16日に公布された。改正事項は多岐にわたるが、食品廃棄物横流しの「ダイコー事件」や有害物質を含む雑品スクラップによる国内外での環境汚染への対策など、トレーサビリティも絡んだ安心安全対策が大きな柱になっている。中央環境審議会の廃棄物処理制度専門委員会報告書・環境大臣への意見具申の「見直しの方向性」に沿って、法改正事項の詳細についてまとめた。(本紙・中西)

許可取り消しでも措置命令  
食品廃棄物などの横流し(不正転売)の再発防止に収集運搬・処分に係るトレーサビリティへの信頼回復と強化と不適正処理で残された産業廃棄物への事後対策は産業廃棄物処理の適正処理担保に関する根幹的な課題だが、多面的な対策が必要になる。  
環境省などからの通知などで即効的に対処できること、法や施行令・施行規則の改正により対処すること、さらには排出事業者と

事等は、廃棄物処理業の許可を取り消された者等が廃棄物の処理を終了していない場合に、これらの者に対して、処理基準に従って保管することなど必要な措置を講ずることを命ずることができる。さらにはこの許可を取り消された処理業者から排出事業者に対して処理が困難であることを通知することを義務付けた。「ダイコー事件」の際に、愛知県がとった(とらざるを得なかった)対応からの教訓だ。さらに、環境省は、排出事業者責任の徹底のために、今年3月の通知に加え、6月に排出事業者向けのチェックリストを作成し、通知を発出した。年50t以上の特管物を想定「マニフェスト制度の強化」では、紙マニフェストに比べて処理フローの管理ホテンシャルが高い電子マニフェストの導入について、特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に導入を義務付けることにも、虚偽記載等への罰則を強化した。この「特定の産業廃棄物」とは、特別管理廃棄物とは、特別管理廃棄物、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物などを想定しているが、PCB等については他に特別措置法があり、排出形態も継続的ではないことを鑑みて適用を除外することが検討されている。「多量」の目安としては、年間50t以上の特管産廃を排出する事業者を想定している。「ダイコー事件」では食品廃棄物の不正転売が問題となった。今回の法改正による電子マニフェスト導入義務は「特管産廃で年間50t以上」とされたが、かつて紙マニフェストの導入義務化が段階を経て拡大されたことを鑑みると、「電子マニフェスト義務化もおよそ同様の経過をたどる(業界関係者)と見る向きもある。

さらに、「ダイコー事件」では、電子マニフェストの虚偽記載も行われた。マニフェストの虚偽記載に係る罰則は、従来は16カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金」とされてきたが、今回の法改正

長となった。なお、その他の法改正事項は公布から1年以内に施行されるが、今回の「特管産廃で年間50t以上の電子マニフェスト使用義務付けについては公布日から3年を超えない範囲内で施行される。ただし、できれば1年程をめぐって政省令を出してルールを明確にし、その後、周知徹底を図り、各社でのシステム構築に資するよう進めている。(3面につづく)